


三世代
同居・近居の
ための

住宅取得・リフォーム の費用を補助します！

令和3年4月1日から申請受付を開始します

	住宅を取得し、三世代で…		三世代で同居するために 住宅を「リフォーム」する
	「同居」する	「近居」する	
補助対象	三世代同居・近居を開始するための住宅新築・購入費用 ※「近居」は同一小学校区内または直線距離0.5km以内の2棟以上の住宅に居住、もしくは同一棟の共同住宅に居住すること		三世代同居を開始するための現住居のリフォーム又は増改築費用 ※対象とならない工事もあります（裏面をご覧ください）
補助額	最大50万円	最大20万円	最大20万円
申請条件 ※すべてに該当すること	①三世代以上で構成される世帯で、申請時に中学生以下の子ども（15歳に達する日以降の最初の3月31日を経過しない子ども）がいること ②世帯員全員が市税の滞納者でないこと ③住宅取得・リフォーム等完了後に、親世帯および子世帯が自治会に加入している、または加入する予定であること ④三世代同居・近居等を開始するのが令和3年4月1日以降であること ※申請書類は住宅取得等に係る契約日から3カ月以内に提出してください		

お問い合わせ先

新居浜市 福祉部 子育て支援課（1階・16番窓口）

☎（0897）65-1242 Email：kosodate@city.niihama.lg.jp

〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

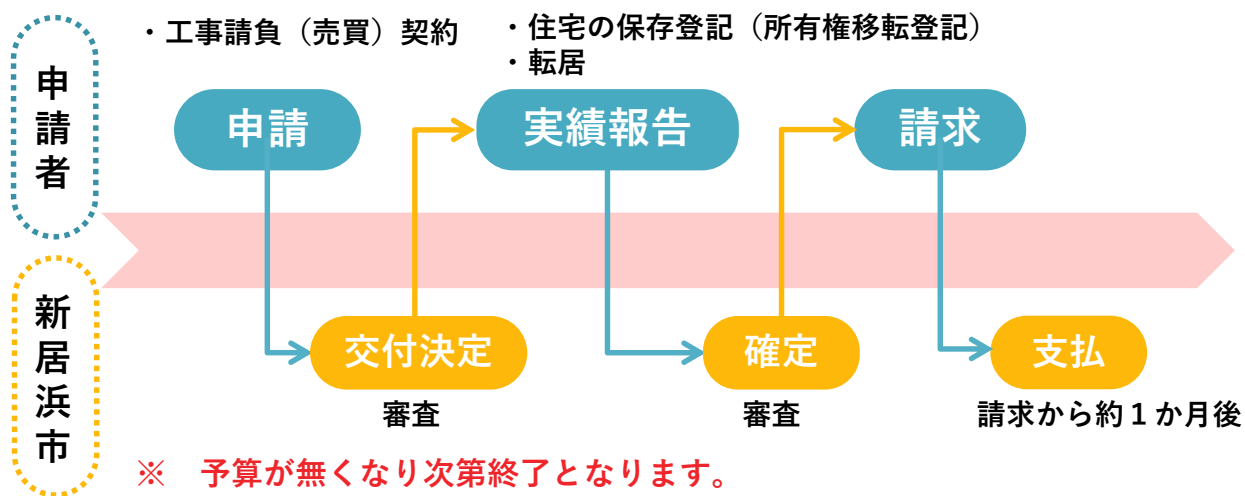


新居浜市子育て応援三世代同居等促進事業

検索



手続きの流れ



※ 予算が無くなり次第終了となります。

※ 当事業の目的と同じ補助事業との併用はできません。

リフォーム・増改築について

リフォーム対象になる工事

- ① 屋根、雨樋、柱、外壁等の修繕、塗装等の外装工事
- ② 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事
- ③ 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事
- ④ 電気、ガス等の設備工事
- ⑤ トイレ、風呂、キッチンの改修等の給排水工事
- ⑥ その他、市長が認めるもの

※ 申請には必ず、**工事前と工事後の写真が必要**です。

リフォーム対象とならない工事

- ① 倉庫、車庫等の附属設備の設置及び工事
- ② 居住者自らが行う工事業者を伴わない機器、設備等の購入
- ③ 移動又は取り外しが可能な機器もしくは製品の購入又は設置（家具、家電等）
- ④ 造園、門扉、塀又は外構の工事
- ⑤ 新築等を伴わない解体工事
- ⑥ 太陽光発電システムの工事
- ⑦ 店舗、事務所等部分に係る工事
- ⑧ 耐震工事
- ⑨ 本市が実施するその他補助金・介護保険における住宅改修費の交付を受けている工事
- ⑩ その他、市長が適当でないとするもの